

別紙 1

令和 7 年度産地輸出支援事業（オランダ等：多品目）業務委託仕様書

1 目的

米をはじめとした本県産農産物の欧州へのさらなる輸出拡大を図るため、EU 最大の日本産農産物輸入国であるオランダを中心に、欧州でのマーケティングやテスト販売など、商流構築及び拡大に向けた取り組みを実施する。

2 委託業務名

令和 7 年度産地輸出支援事業（オランダ等：多品目）業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする

4 委託業務の内容

（1）対象品目

- ・ コメ
- ・ 青果物
- ・ その他（必要に応じて県と協議のうえ、品目追加も可とする。）

（2）対象国

- ・ オランダ
- ・ 欧州諸国
- ・ その他（必要に応じて県と協議のうえ、他の国・地域の追加も可とする。）

（3）事業項目

ア 商流構築

- ・ 国内、国外バイヤーとの商談
- ・ 現地小売店でのテスト販売
- ・ 現地業務店向けの食べ方・調理法提案
- ・ テスト販売や食べ方等の提案に必要な物品等の準備
- ・ コスト削減に資する試験輸送に係る取り組み
- ・ 実施に係る連絡調整

イ 販売促進

- ・ 現地小売店及び業務店（レストラン、ホテル等）でのプロモーション
- ・ 現地取引事業者等と連携したプロモーション（展示会、イベントへの出展等）
- ・ 実施店等の選定
- ・ 販売商品及び実施手法の検討
- ・ 実施に係る連絡調整

ウ 認知拡大（マーケティング）

- ・ ア又はイの取組みと連動した店頭POP、商品説明チラシ等の作成
- ・ ア又はイの取組みと連動したECサイトやSNS等でのプロモーション

別紙 1

- ・実施に係る連絡調整

エ その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

(4) 年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ四半期ごとに進捗状況及び輸出の実績を報告すること。

(5) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を2部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後 60 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・対象国・地域へ本県産農産物を輸出するルートが確立された、または確立できる輸出事業者等
- ・対象国・地域への令和 7 年度の具体的な輸出手段（直接輸出又は間接輸出等）を有していること。
- ・事業内容について、連携する産地又は生産者の合意が得られていること、又は、同産地又は生産者から農産物を購入できること。

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

輸送中に生じたロスに伴う損金については、県と協議のうえ委託費の 2 割の範囲内で補填することを可能とする。

産地の出荷状況等により当初計画した数量の輸出が困難となった場合等における事業費の余剰分については、県と協議の上、他の品目で実施する等、可能な限り県産品の輸出拡大に取り組むものとする。

別紙 1

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上